

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第五十三号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項及び第三項、第六十五条第二項第一号並びに第六十九条第一項中「百分の五」を「百分の八」に改める。

### 附則

この条例の施行期日は、規則で定める。